

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

保険証(被保険者証)を更新します 「保険証は1人に1枚交付されます」

《7月31日まで、
うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和2年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和2年7月31日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和元年8月1日
一部負担金の割合	〇割
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
被保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から、うすい青色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和3年7月31日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎 性別 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和2年8月1日
一部負担金の割合	〇割
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
被保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

現在の保険証の有効期限は令和2年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

令和2年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和2年度の保険料は令和元年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

令和2・3年度の保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行います。令和2年度及び令和3年度の保険料率は次のとおりです。

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和2・3年度 (平成30・31年度)	44,411円 (41,214円)	8.55% (7.75%)	64万円 (62万円)

保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い

「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

②口座振替や納付書によるお支払い

「普通徴収」

特別徴収とならない方は、神戸町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

保険料の納付方法を特別徴収(年金から納付)から口座振替に変更できます

- ①保険料を年金からお支払いいただいている方で、口座振替によるお支払をご希望の方
- ②75歳に到達され、後期高齢者医療制度に加入された方で年金からのお支払いを希望されない方
- ③後期高齢者医療制度に加入中の方で、現在納付書でお支払いされており、以降年金からのお支払いを希望されない方

※ただし、口座振替によるお支払いに限ります。希望する口座の通帳、銀行印をお持ちください。
※お手続き方法などにつきましては住民保険課にお問い合わせください。

保険料の軽減措置の見直しについて

① 保険料の均等割額軽減特例の段階的な見直し

保険料均等割の軽減措置は、当面の暫定措置として特例的に実施されてきましたが、平成31年度から段階的に制度本来の軽減への見直しが行われています。令和2年度は次のとおりです。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合		
	本来の軽減	令和2年度	令和3年度
平成31年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	改 7.75割	7割
平成31年度における8割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし。 (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません。		改 7割	
33万円+ 改 28万円5千円×(被保険者数) 以下	5割	5割	
33万円+ 改 52万円×(被保険者数) 以下	2割	2割	

・均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

・平成31年度に8割軽減の対象であった所得区分の方(平成30年度は9割軽減の対象であった所得区分の方)は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化などの対象となっています。(ただし、住民税課税世帯の方は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績に応じて異なります。)

・8.5割軽減の対象であった方は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年度は8.5割軽減に据え置かれていました。

② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称
(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)